

議案第 12 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 12 日提出

清水町長 辻 康 裕

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年清水町条例第 2 号）の一
部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条
第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。